

令和8年度 第1回河内長野市都市計画審議会 議事録

日時：令和8年6月4日（木）

午前10時～午前11時20分

場所：河内長野市役所

8階 802会議室

次 第

1. 開会
2. まち創造戦略部長挨拶
3. 委員紹介
4. 審議会成立の報告
5. 付議案件
(議案1) 南部大阪都市計画 特別用途地区の変更(河内長野市決定)について
6. 報告案件
(案件1) 河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について(報告)
7. 閉会

出席者

(第3条第2項第1号)

峯 満寿人

若林 靖

工藤 敬子

宮本 哲

浦山 宣之

奥村 亮

(第3条第3項)

山本 淑子

松枝 俊明

(第3条第2項第2号)

江川 直樹

西尾 元嗣

奥野 豊

嘉名 光市

北野 廣昭

高比良 昌也

道端 俊彦

垣内 俊夫

1. 開会

2. まち創造戦略部長挨拶

〈河上まち創造戦略部長〉

令和8年度第1回都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、平素から本市、都市計画行政にご尽力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。また、本日はご多忙の中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の案件につきましては、昨年度から、民泊につきまして皆様方から様々なご議論いただいているところでございますが、今回は、共同住宅または寄宿舍における新法民泊及び特区民泊の立地を制限することを目的とした南部大阪都市計画特別用途地区の変更についてでございます。また、昨年度から改定作業を進めております河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定についての報告、合わせて2件でございます。

委員の皆様におかれましては、幅広い見識に基づく活発なご審議をいただき、本市の都市計画行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

3. 各委員の紹介

河内長野市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員、第2号委員、第3号委員の順に紹介

4. 審議会成立の報告

委員16名の内、出席者16名。2分の1以上の出席により審議会は成立。

5. 付議案件

(案件1) 南部大阪都市計画 特別用途地区の変更 (河内長野市決定) について

- ・事務局から議案書に基づき説明を行った。
- ・委員からの質問、意見はなかった。
- ・市案に同意する旨で答申することについて、全会一致で決定した。

6. 報告案件

(案件1) 河内長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について

- ・事務局から報告案件資料(都市計画マスタープランの改定)に基づき説明を行った。
- ・委員からの意見や質問、それに対する応答は以下の通りである。

〈若林委員〉

・都市計画マスタープランの進行管理について、今後は総合計画と一体でチェックするということについて、これまでの運用との違いを含めて、どういう形で具体的にやるのかに

ついてお聞かせください。

<事務局>

・都市計画マスタープランにおける進行管理につきましては、これまでは当時の所管課である都市計画課が独自に行うこととなっておりました。また、庁内各課が行う各事業の進行管理につきましては、総合計画を主管している当時の政策企画課が別途行っている状況でした。

・そのような中、都市計画マスタープランに基づく独自の進行管理では実効性が薄く、各課の事業や取り組みに対する進行管理については、総合計画に基づく進行管理が優先されている状況であったため、今回の改正に合わせ、都市計画マスタープランに基づく具体的な取り組みや進行管理については、総合計画の実施計画とあわせて実施することを考えているところでございます。

・具体的には、総合計画の実施計画における進行管理においては、都市計画マスタープランの観点も踏まえて実施することで、都市計画マスタープランの実現に向けた取組に反映していきたいと考えているところでございます。

<若林委員>

そういったチェック機能についても問題があるというところはオープンにして、引き続き改善していただければと思いますので、よろしくお願いします。

<嘉名副会長>

・若林委員のご意見に関連して、都市計画審議会自体についての意見ですが、今後、少し皆さんで意見交換、議論するような機会を増やしていくこともご検討いただければと思います。

・もちろん基本は議決案件がベースですけど、少し都市計画に関する理解を深めたり、問題提起をしたりっていうようなことが、他市町村における都市計画審議会においても機会としては非常に増えてきています。

・つきましては、策定後の都市計画マスタープランの進行状況などについても、この都市計画審議会の場でご報告頂くっていうのもいいんじゃないかなと思いました。

<峯委員>

都市計画道路の説明につきまして、河内長野駅前線については細かく書いてられるんですけども、本市決定の都市計画道路もまだあるわけで、活力創造ゾーンという形で今、下里地域まで入れてきた中で、堺アクセスができて、その後受け皿としてなってくる大阪河内長野線、その先の上原交差点っていうことを考えると、上原交差点の立体化も合わせてこれを求めているかなければならないところというのは、従前より言われているところなんですけども、やはり事前対応策としての本市決定計画道路の推進っていうものも非常に大切

になってくるという風には思っていますが、その部分が書かれていません。ちょっとこの辺のその力量差というか、確かにあっちもこっちもできないっていうのはわかるのはわかるんですけども、ただ、そういうわけにはいかないというのはありますので、そういった部分、書く必要性っていうのはどうお考えでしょうか。

<事務局>

・都市計画道路の整備につきまして、まずは喫緊の課題である高速道路や堺市方面への広域ネットワークの形成を目的として、大阪河内長野線の延伸及び堺アクセス道路である市の都市計画道路である野作赤峰下里線の整備を進めていくことが第一優先であるというのが方針としてございます。

・委員ご指摘の下里地域につきましては、市の都市計画道路に加えまして大阪府の都市計画道路である河内長野泉北線もでございます。

・その2つの路線の整備方針につきましては、今後の大阪河内長野線等の整備による交通量の変化をふまえた上で、必要性や優先度も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

<峯委員>

全てを河内長野市が主導してやっていくというわけではなくて、その中で、その民活を活用した中でそれに協力していく、協力してもらおう事業者を求めるというのも含めてなんですけども、書いてなければ、ここはもういいのかなっていう風になる可能性もあるので、本市決定の計画道路に関しても、何らかのアプローチがある場合は対応していくというような、柔軟性が必要ではないかと思っておりますので、その部分はまたご検討いただければと思います。

<事務局>

ありがとうございます。活力創造ゾーンにつきましては、新規幹線道路沿道地域ということで、下里地域に位置する2つの都市計画道路も対象としているものでございます。

現時点で市が先行して道路整備を行うという位置づけは難しいと考えておりますが、活力創造ゾーンという位置づけをふまえ、民間事業者等よりまちづくりのご提案がありましたら、それらまちづくりにあわせて都市計画道路の整備も検討していくというような形になるかなと考えておりますので、その記載方法につきましてはまた改めて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

<道端委員>

今回の都市計画マスタープランについては、いい感じにできていると思います。

お話の中で、大阪府の関係する大阪河内長野線や小山田西地区、上原交差点のことについては、ドキドキしながら聞いていました。

先ほど峯議員の方から上原交差点のことについてのご意見もありましたが、その件については大阪府と打ち合わせしているところでございます。

また本日は、大阪府富田林土木事務所の松枝所長も出席いただいております、一生懸命資料にラインを引かれていましたので、しっかりやっていただけたと思います。市と府と連携しながら進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

〈山本委員〉

主婦目線で、参加住民の目線でお聞きします。丘の拠点の交通機能の強化についてですが、最近、南花台から河内長野駅を結ぶ路線がなくなりました。

そうすると、もうすごく住民が、皆さん困っております。

これについてはどういうふう将来、私たち期待すればよろしいでしょうか。

〈事務局〉

ご存じの通りですね。公共交通については、昨年にリデザインがありまして、減便が起きているということで承知しております。

今後は人口減少の中で、全てこのバスだけに頼る移動ってところは限界があるという風に思っております。

将来的には、構想としまして、この概念のところで申し上げましたけども、拠点の充実を図っていきまして、その拠点、拠点のネットワークを構築していくことによってそのバスの減便を補っていききたいという風に思っております。

具体的な施策についてはまだまだ市の中でも検討しているところでなんですけども、例えば、南花台地域から奥河内くろまろの郷、それから行政拠点っていうような結ぶルートであるとか、そういったものをバスではないようなもう少し小さい形の乗り物っていうようなものでつないでいけないかっていうようなところは検討しているところです。

そういった、これまで駅からのバスっていうところでネットワークを構築されていったところの中で、バスが維持できない部分に対しまして、バスではない形でその拠点、拠点を横軸で結ぶようなネットワークは構築していけないかなと考えているところです。

そういったことで市民の生活圏を広げることによって、具体的に言いますとスーパーの選択肢を増やすとかですね、買い物に行ける場所の選択肢を増やす、そういったことを取り組んでまいりたいと、考えてるところです。

〈山本委員〉

南花台から、河内長野駅へ出るのが大変なんです。

だから奥河内くろまろの郷へ行くのもそうなんです、それは皆さん免許返納されて歩くようになってます。けど、それこそバスしか、車がないので、バスしか手段がないんですね。そうすると、モックルコミュニティバスも1時間に一本なんです。

ものすごく不便です。タクシー券も配布されているのがすぐなくなっちゃったり。だから、どういう風にしたらいいのか、誰かに頼んで乗せてもらうとか。それしかないです。そう

検討されて、なんか今のお話聞いていたら、なんかすごく漠然としていて、なんかまだ夢持てないと思うんですけど。

〈事務局〉

昨年度のリデザインの関係で、南花台地域から河内長野駅へ行けないっていう問題については把握しております。

先ほど申し上げたバスではないというのは、既存の大型バスではなく、もうちょっと小さな小型のバスとか中型バスなどを例えば開発を進めている高向・上原やくろまるの郷を経由して、市役所等の行政拠点に行くようなルートを今検討しているということです。

河内長野駅の乗り入れの課題については、南海バスさんにおける運転手不足というところがどうしてもありまして、その中でやむなく昨年度のリデザインがあったというところで大変恐縮なんですけども、ご理解ください。

ただ、中型バスなどになることで、大型 2 種免許の必要性がなくなり、運転手さんも確保しやすくなるなど、将来的なところも見据え、こういった施策を展開させていただきたいと考えております。

〈山本委員〉

運転手不足は皆さん重々承知しているんですが、以前、一度社会実験として、大矢船からくろまるの郷に通るバスがありましたよね。住民の皆さんはすごく乗られていて、継続を期待していたところ、廃止になってしまいました。是非またそういう事業を復活していただければと思います。

〈松枝委員〉

都市計画道路大阪河内長野線につきましては、道端府議もおっしゃっておられましたとおり、現在は測量であったり詳細設計であったり、河内長野市と相談させていただきながら進めているところでございます。

本日の話を聞いておりますと、非常に期待の高い路線ですし、周辺のまちづくりも進んでいる状況ですので、スピード感を持ってやっていきたいと考えております。

あともう 1 点、河内長野駅前線については、幅員の狭小という課題だけではなくて、まちづくりもあわせてのお話だと思いますので、大阪府として何ができるのかを市さんと相談、協議しながら進めていきたいと考えております。

〈事務局〉

- ・事務局から報告案件資料(立地適正化計画の改定)に基づき説明を行った。
- ・委員からの意見や質問、それに対する応答は以下の通りである。

〈江川会長〉

・居住誘導区域に関してはだいぶ考え方が変わるということになりますけれども、いかがでしょうか。

<道端委員>

・先ほど江川先生がおっしゃったように、大きく考え方が変わるなと思っております。

居住誘導区域は大きく広がるというイメージで、先ほどの都市マスにおけるネットワークコンパクトシティという形の考えとの整合性について確認させてください。

・居住区域が広がるということは、それに対するインフラの整備、それから公共施設の老朽化、そういうことも出てくるとは思っていますが、その財政的なことも含めてその整合性は取れているのかということだけお聞きしたいと思えます。

<事務局>

・今回の改定によって、居住エリアに関する考え方が変わったのではなく、居住誘導区域についての定義が変わったということでございます。平成30年に立地適正化計画を当初策定した時につきましても、居住誘導区域外となった開発団地に居住を誘導しないということではなくて、当初の居住誘導区域につきましても、高密度に居住を誘導する区域として定義し、拠点周辺のエリアを設定しておりました。

・令和2年の法改正によって新たに防災指針の策定を行うこととなり、防災指針においては、居住誘導区域について居住エリアとして災害に対する安全性を図っていくエリアとして位置付けることとなりました。そういう観点をつまえると、居住誘導区域については、高密度な居住を図るエリアとしてではなく、今後も長く住み続けていただける良好な住宅環境を有し、安全に住んでいただくための対策を図るエリアとして定める必要が生じたということでございますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

<松枝委員>

・ご説明ありがとうございます。

・お話を聞かせていただきまして、特に防災指針のところで土砂、洪水の項目を追加していただいて、非常にありがたいなという風に考えております。

・また、土砂災害特別警戒区域等については居住誘導区域から除外しているということで、こちら問題ないかなと思っています。

・あと、土砂災害で言うと、すでに土砂災害特別警戒区域等の中にある家屋の住民の方たちに、今後家屋の移転であったり補強、そういった働きかけもお願いできればなという風に考えているところです。

・質問といたしまして、洪水対策についても追加していただいていると思うんですけど、治水、排水機能の強化ということで、今後進めるとともにという風に書いておられますが、現時点で、これ、河川等であると、10年に1度とか、30年に1度とか、100年に1度想定災害という風な洪水氾濫マップなんか示されていると思うんですけど、その辺りが今回の図面

には特に載ってないように見受けられるんですが、それについて少し教えていただければ
なという風に思います。

<事務局>

今回の資料につきましては、改定の方針を示させていただき内容になっておりまして、今
後お示しさせて頂く本編の方にはそのような図面も掲載する予定となっておりますので、
よろしく申し上げます。

7. 閉会